GK0304

第3－(1)号様式

令和　年　月　日　　税務署長殿

収受印

納税地	千代田区霞が関○-○-○ （電話番号 03 - 0000 - 0000）
（フリガナ）法人名	カスミショウカイ　カブシキガイシャ　霞商会 株式会社
法人番号	1○○○○○○○○○○○○○
（フリガナ）代表者氏名	カスミ　タロウ　霞　太郎　㊞

※税務署処理欄	
一連番号	翌年以降送付不要 ○
所管 / 要否 / 整理番号	
申告年月日	令和　年　月　日
申告区分	指導等 / 庁指定 / 局指定
通信日付印 / 確認印	年　月　日
指導年月日	令和　相談 / 区分1 / 区分2 / 区分3

法人用

自 平成(令和) 3 1 年 1 月 1 日
至 令和 1 年 12 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（ 確定 ）申告書

（中間申告の場合の対象期間　自 平成 令和　年　月　日　至 令和　年　月　日）

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	242901000	03
消費税額	②	16180398	06
控除過大調整税額	③		07
控除 控除対象仕入税額	④	9597726	08
控除 返還等対価に係る税額	⑤		09
控除 貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	9597726	
控除不足還付税額（⑦－②－③）	⑧		13
差引税額（②＋③－⑦）	⑨	6582600	15
中間納付税額	⑩	4410000	16
納付税額（⑨－⑩）	⑪	2172600	17
中間納付還付税額（⑩－⑨）	⑫	0	18
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬		19
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	0	20
課税売上割合 課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	255501682	21
課税売上割合 資産の譲渡等の対価の額	⑯	287501682	22

この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額	⑰		51
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額	⑱	6582600	52
譲渡割額 還付額	⑲		53
譲渡割額 納税額	⑳	1797800	54
中間納付譲渡割額	㉑	1190000	55
納付譲渡割額（⑳－㉑）	㉒	607800	56
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）	㉓	0	57
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔		58
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	0	59
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	㉖	2780400	60

㉖＝(⑪＋㉒)－(⑧＋⑫＋⑲＋㉓)・修正申告の場合⑭＝⑩＋㉑
⑫㉓が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

付記事項			
割賦基準の適用	○ 有 ○ 無	31
延払基準等の適用	○ 有 ○ 無	32
工事進行基準の適用	○ 有 ○ 無	33
現金主義会計の適用	○ 有 ○ 無	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○ 有 ○ 無	35
参考事項 控除税額計算方法 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	○ 個別対応方式 / ○ 一括比例配分方式	41
上記以外	○ 全額控除	
基準期間の課税売上高	250,000 千円	

還付を受けようと等する金融機関	
銀行 / 金庫・組合 / 農協・漁協	本店・支店 / 出張所 / 本所・支所
預金	□座番号
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－
郵便局名等	
※税務署整理欄	

税理士署名押印	㊞ （電話番号　－　－　）
○	税理士法第30条の書面提出有
○	税理士法第33条の2の書面提出有

GK0601

第3－(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	千代田区霞が関○-○-○ （電話番号 03 - 0000 - 0000）
（フリガナ）法人名	カスミショウカイ　カブシキガイシャ　霞商会 株式会社
（フリガナ）代表者氏名	カスミ　タロウ　霞　太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合（10営業日）	○	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	○	附則38②	52
小売等軽減売上割合	○	附則39(1)	53

自 平成(令和) 3 1 年 1 月 1 日
至 令和 1 年 12 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（ 確定 ）申告書

（中間申告の場合の対象期間　自 平成 令和　年　月　日　至 令和　年　月　日）

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ		① 242901000	01
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	02
	4 % 適用分	③	03
	6.3 % 適用分	④ 18259259 2	04
	6.24 % 適用分	⑤ 0	05
	7.8 % 適用分	⑥ 5790909 0	06
		⑦ 24050168 2	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注1）	6.3 % 適用分	⑧ 1800000	11
	7.8 % 適用分	⑨ 600000	12
		⑩ 2400000	13
消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ		⑪ 16180398	21
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	22
	4 % 適用分	⑬	23
	6.3 % 適用分	⑭ 11616696	24
	6.24 % 適用分	⑮ 0	25
	7.8 % 適用分	⑯ 4563702	26
返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰	31
⑰の内訳 売上げの返還等対価に係る税額		⑱	32
⑰の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注1）		⑲	33
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳ 6582672	41
	4 % 適用分	㉑	42
	6.3 % 適用分	㉒ 4818469	43
（注2）	6.24%及び7.8% 適用分	㉓ 1764203	44

（注1）⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
（注2）⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

第4-(1)号様式

付表1－1　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一　般

課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	霞商会　株式会社

区分		旧税率分小計 X	税率6.24％適用分 D	税率7.8％適用分 E	合計 F (X＋D＋E)
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 184,392 000	円 000	円 58,509 000	※第二表の①欄へ 円 242,901 000
①の内訳 課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	(付表1-2の①-1X欄の金額) 182,592,592	※第一表の⑤欄へ 0	※第一表の⑥欄へ 57,909,090	※第一表の⑦欄へ 240,501,682
①の内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①・2	(付表1-2の①-2X欄の金額) 1,800,000	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ 600,000	※第一表の⑩欄へ 2,400,000
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額) 11,616,696	※第二表の⑫欄へ 0	※第二表の⑭欄へ 4,563,702	※第二表の⑯欄へ 16,180,398
控除過大調整税額	③	(付表1 2の③X欄の金額)	(付表2 1の㉔・㉕D欄の合計金額)	(付表2 1の㉔・㉕E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除税額 控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額) 6,798,227	(付表2-1の㉓D欄の金額) 79,073	(付表2-1の㉓F欄の金額) 2,720,426	※第一表の④欄へ 9,597,726
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑮欄へ
控除税額 ⑤の内訳 売上げの返還等対価に係る税額	⑤・1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑯欄へ
控除税額 ⑤の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤・2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑧欄へ
控除税額 控除税額小計 (④＋⑤＋⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額) 6,798,227	79,073	2,720,426	※第一表の⑨欄へ 9,597,726
控除不足還付税額 (⑦－②－③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ 79,073	※⑪E欄へ	79,073
差引税額 (②＋③－⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額) 4,818,469	※⑫E欄へ	※⑫E欄へ 1,843,276	6,661,745
合計差引税額 (⑨－⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑮欄へ 6,582,672
地方消費税となる消費税の課税標準 控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額) 79,073	79,073
地方消費税となる消費税の課税標準 差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額) 4,818,469		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) 1,843,276	6,661,745
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫－⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額) 4,818,469		※第二表の㉓欄へ 1,764,203	※マイナスの場合は第一表の⑰欄へ ※プラスの場合は第一表の⑲欄へ ※第二表の㉔欄へ 6,582,672
譲渡割額 還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78) 22,302	22,302
譲渡割額 納税額	⑮	(付表1 2の⑮X欄の金額) 1,300,221		(⑫E欄×22/78) 519,898	1,820,119
合計差引譲渡割額 (⑮－⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑲欄へ ※プラスの場合は第一表の㉑欄へ 1,797,817

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
　　2　旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

第4-(5)号様式

付表1－2　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一　般

課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	霞商会　株式会社

区分		税率3％適用分 A	税率4％適用分 B	税率6.3％適用分 C	旧税率分小計 X (A＋B＋C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 184,392 000	※付表1-1の①X欄へ 円 184,392 000
①の内訳 課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	※第一表の②欄へ	※第一表の③欄へ	※第一表の④欄へ 182,592,592	※付表1-1の①-1X欄へ 182,592,592
①の内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①・2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第一表の⑧欄へ 1,800,000	※付表1-1の①-2X欄へ 1,800,000
消費税額	②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑪欄へ 11,616,696	※付表1-1の②X欄へ 11,616,696
控除過大調整税額	③	(付表2 2の㉔・㉕A欄の合計金額)	(付表2 2の㉔・㉕B欄の合計金額)	(付表2 2の㉔・㉕C欄の合計金額)	※付表1 1の③X欄へ
控除税額 控除対象仕入税額	④	(付表2-2の㉓A欄の金額)	(付表2-2の㉓B欄の金額)	(付表2-2の㉓C欄の金額) 6,798,227	※付表1-1の④X欄へ 6,798,227
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤X欄へ
控除税額 ⑤の内訳 売上げの返還等対価に係る税額	⑤・1				※付表1-1の⑤-1X欄へ
控除税額 ⑤の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤・2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ
控除税額 控除税額小計 (④＋⑤＋⑥)	⑦			6,798,227	※付表1-1の⑦X欄へ 6,798,227
控除不足還付税額 (⑦－②－③)	⑧		※⑪B欄へ	※⑪C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
差引税額 (②＋③－⑦)	⑨		※⑫B欄へ	※⑫C欄へ 4,818,469	※付表1-1の⑨X欄へ 4,818,469
合計差引税額 (⑨－⑧)	⑩				
地方消費税となる消費税の課税標準 控除不足還付税額	⑪		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
地方消費税となる消費税の課税標準 差引税額	⑫		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額) 4,818,469	※付表1-1の⑫X欄へ 4,818,469
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫－⑪)	⑬		※第二表の㉑欄へ	※第二表の㉒欄へ 4,818,469	※付表1-1の⑬X欄へ 4,818,469
譲渡割額 還付額	⑭		(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
譲渡割額 納税額	⑮		(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63) 1,300,221	※付表1 1の⑮X欄へ 1,300,221
合計差引譲渡割額 (⑮－⑭)	⑯				

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
　　2　旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

第4-(2)号様式

付表2－1　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一　般

課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	霞商会　株式会社

項目		旧税率分小計 X	税率6.24％適用分 D	税率7.8％適用分 E	合計 F (X＋D＋E)
課税売上額（税抜き）	①	(付表2-2の①X欄の金額) 円 182,592,592	円 0	円 57,909,090	円 240,501,682
免税売上額	②				15,000,000
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④				※第一表の⑪欄へ ※付表2-2の①X欄へ 255,501,682
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				255,501,682
非課税売上額	⑥				32,000,000
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦				※第一表の⑩欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ 287,501,682
課税売上割合（④／⑦）	⑧				※付表2-2の⑧X欄へ ［88％］ ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額) 118,420,000	1,540,000	38,870,000	158,830,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額) 6,907,833	(⑨D欄×6.24/108) 88,977	(⑨E欄×7.8/110) 2,756,236	9,753,046
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額) 1,800,000	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95％未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	600,000	2,400,000
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額) 113,400		(⑪E欄×7.8/100) 46,800	160,200
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)			
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩＋⑫＋⑬±⑭)	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額) 7,021,233	88,977	2,803,036	9,913,246
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合（⑮の金額）	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額) 5,529,999	0	2,247,109	7,777,108
課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額) 1,427,066	88,977	532,598	2,048,641
課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰＋(⑱×④／⑦)〕	⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額) 6,798,227	79,073	2,720,426	9,597,726
課税売上割合95％未満の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑮×④／⑦）	⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)			
控除税額調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)			
控除税額調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)			
差引 控除対象仕入税額 〔(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒〕がプラスの時	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額) 6,798,227	※付表1-1の③D欄へ 79,073	※付表1-1の③E欄へ 2,720,426	9,597,726
差引 控除過大調整税額 〔(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2　旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3　⑨及び⑫欄には、値引き、返品、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

（R1.10.1以後終了課税期間用）

第4-(6)号様式

付表2－2　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一　般

課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	霞商会　株式会社

項目		税率3％適用分 A	税率4％適用分 B	税率6.3％適用分 C	旧税率分小計 X (A＋B＋C)
課税売上額（税抜き）	①	円	円	円 182,592,592	※付表2-1の①X欄へ 円 182,592,592
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④				(付表2-1の④F欄の金額) 255,501,682
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				255,501,682
非課税売上額	⑥				32,000,000
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額) 287,501,682
課税売上割合（④／⑦）	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) ［88％］ ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨			118,420,000	※付表2-1の⑨X欄へ 118,420,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108) 6,907,833	※付表2-1の⑩X欄へ 6,907,833
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95％未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		1,800,000	※付表2-1の⑪X欄へ 1,800,000
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100) 113,400	※付表2-1の⑫X欄へ 113,400
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩＋⑫＋⑬±⑭)	⑮			7,021,233	※付表2-1の⑮X欄へ 7,021,233
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合（⑮の金額）	⑯				※付表2-1の⑯X欄へ
課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			5,529,999	※付表2-1の⑰X欄へ 5,529,999
課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱			1,427,066	※付表2-1の⑱X欄へ 1,427,066
課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰＋(⑱×④／⑦)〕	⑲			6,798,227	※付表2-1の⑲X欄へ 6,798,227
課税売上割合95％未満の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑮×④／⑦）	⑳				※付表2-1の⑳X欄へ
控除税額調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ
控除税額調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒				※付表2-1の㉒X欄へ
差引 控除対象仕入税額 〔(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒〕がプラスの時	㉓	※付表1-2の①A欄へ	※付表1-2の①B欄へ	※付表1-2の①C欄へ 6,798,227	※付表2-1の㉓X欄へ 6,798,227
差引 控除過大調整税額 〔(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉔	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の㉔X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉕	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の㉕X欄へ

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2　旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3　④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4　⑨及び⑫欄には、値引き、返品、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

（R1.10.1以後終了課税期間用）